

新型コロナウイルス感染症 出席停止期間について

R5.7.3 小見川中保健室作成

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間												
「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」となっています。												
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
例1	発症後 1日目に症状 軽快した場合	発症 	症状軽快 	軽快後 1日目 				登校 可能 				
例2	発症後 4日目に症状 軽快した場合	発症 				症状軽快 	軽快後 1日目 	登校 可能 				
例3	発症後 5日目に症状 軽快した場合	発症 					症状軽快 	軽快後 1日目 	登校 可能 			

※その後は、症状が軽快した日によって出席停止日が順次延期されていきます。

例4	無症状の 場合	検体採取日 						登校 可能 				
----	------------	-----------	--	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--

※無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまで出席停止となります。

○「発症した後五日を経過」とは・・・症状が出始めた翌日から5日。

- ・発症した当日（症状が出始めた日）は、「発症0日目」。日数のカウントをしない。
- ・発症した翌日を「発症後1日目」と数える。

○「症状が軽快」とは・・・解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

○ 発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されている。

◇学校への伝達事項

①発症日（受診時に症状が出始めた日にちを医師に相談、確認する。）

②お子さんの体の状態

③診断を受けた病院

※①～③については、学校ホームページから、「欠席等の連絡フォーム」をお使いいただけます。

◇登校許可書について

○「登校許可書」は保護者の方がご記入ください。

○「登校許可書」は、次の①～③のいずれかで準備をお願いします。

①学校に取りに来ていただく ②兄弟姉妹が持ち帰る ③学校のホームページからダウンロード

○提出は、登校できるようになった日に、生徒自身に持たせて提出をお願いします。